

平成23年6月15日制定  
平成23年7月 1日改訂  
平成23年9月12日改訂  
平成23年11月30日改訂  
平成24年3月29日改訂

## 貿易円滑化事業費補助金に係る検査実施規程

財団法人日本冷凍食品検査協会

### (目的)

第1条 この規程は、貿易円滑化事業費補助金(輸出品放射線量検査事業)実施要領(以下「実施要領」という。)4.(1)の定めにより、経済産業大臣から指定された財団法人日本冷凍食品検査協会(以下「本会」という。)が実施する貿易円滑化事業(輸出品放射線量検査事業)(以下「事業」という。)に関する申込手続等を定め、もって事業の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

### (検査の対象及び検査依頼者が負担する検査料等)

第2条 事業の対象となる放射線量検査は、我が国から輸出される貨物うち、次の各号の全てに該当する貨物(以下「輸出品」という。)に関する検査(以下「検査」という。)とする。

- 一 第4条に規程する検査申し込み時点で輸出されていない貨物
- 二 商取引その他これに準ずる取引により輸出される貨物
- 三 通常の輸出取引において放射線量検査を求められている輸出貨物でない貨物

2 検査依頼者が負担する検査料及び減額される金額の上限は別表1のとおりとする。なおこの事業における検査依頼者は輸出者のことを言う。

### (事業の実施期間)

第3条 事業の実施期間は、平成23年12月1日から平成24年12月20日までとする。当該期間内に検査の申込がなされ、かつ、当該期間内に検査が終了し検査結果が記載された書類の発行が確認されたものを事業の対象とする。

なお、当該期間内であっても予算がなくなり次第事業を終了するものとする。

### (検査の申込)

第4条 検査依頼者は、別紙様式1による検査実施申込書兼放射能試験依頼書(英文証明書)に別表2に定める書類及びインボイスやパッキングリスト等必要書類を添付して本会に申し込むものとする。また検査実施申込書兼放射能試験依頼書(英文証明書)を利用して申し込む場合の初回時には別紙様式2による同意書も提出すること。2回目以降は同意書の写しを提出すること。

2 本会は、第1項の規定に基づき検査の申込があった場合には、検査実施申込書兼放射能試験依頼書(英文証明書)及び同項に定める書類が添付されていること及び同意書を確認しその内容を審査するものとする。

3 本会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、検査の申込を受理しないものとする。

- 一 検査の対象となる貨物が輸出品ではないとき

二 検査実施申込書兼放射能試験依頼書(英文証明書)又はその添付書類に虚偽の記載があるとき

(検査結果の交付)

第5条 本会は、検査が終了した場合には、検査依頼者に対して検査結果を記載した書類を交付するものとする。

(検査料の請求)

第6条 本会は、検査依頼者に対して検査結果を記載した書類を交付した後に、検査依頼者に補助金相当額を減額した検査料を請求するものとする。ただし、事業の適正かつ確実な処理の観点から、検査結果を記載した書類を交付した後に検査料を請求することが適切でないと認められる場合は、この限りでない。

(その他必要な事項)

第7条 検査した貨物を輸出した場合は、検査依頼者は、次の各号のいずれかの書類を遅滞なく(証明書発行日から2週間以内)本会に提出するものとする。

一 税関当局による輸出許可書の写し

二 船積書類(B/L)又は航空貨物運送状(AWB)のいずれかの写し

三 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類の写し

2 検査依頼者が輸出をとりやめた場合又は第1項の規定による書類の提出がない場合は、当該貨物に係る検査は事業の対象としない。

3 本会は、事業の適正な実施を図るため、事業に関する書類及び実施状況等について必要な範囲において経済産業省に報告するものとする。なお経済産業省への報告を除き、事業に関する書類及び実施状況等を依頼者の同意なしに他者に供覧しない。

4 本会は、この規程により難しい事由が生じたとき、あるいはこの規程に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表1 検査依頼者が負担する検査料及び減額される金額の上限

	検査依頼者が負担する検査料	減額される金額の上限
輸出品の放射線量検査に要する経費 (注1)	検査依頼者(輸出者等)が中小企業の場合、検査料に1/10を乗じた額(1円未満切上げ)。 (注2) 検査依頼者(輸出者等)が中小企業以外の場合、検査料に1/2を乗じた額(1円未満切上げ)。	10万円 (注3)

(注1) 検査に要する交通費、証明書を2枚以上発行する場合の2枚目以降の証明書発行手数料、検査料金に係る消費税及び輸出品ではない貨物の放射線量検査に要する経費については対象としません。

(注2) 中小企業とは、中小企業基本法の規定に基づき、業種ごとに以下の従業員基準又は資本金基準のいずれかを満足する企業とします。

種 業	従業員基準(常時使用する従業員数)又は 資本金基準(資本金の額又は出資の総額)
製造業・その他業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

(注3) 放射線量検査申込み/1回あたりの減額される金額の上限になります。

## 別表2 検査実施申込書兼放射能試験依頼書（英文証明書）に添付する書類

1. 検査実施申込書兼放射能試験依頼書（英文証明書）を提出される場合の初回時には、別紙様式2による同意書も提出していただきます。2回目以降は初回時の同意書の控えを提出してください。
2. 輸出契約書又はこれに準ずる書類の写し。これらの書類では最低限「輸出者」「輸入者」「輸出者、輸入者双方の合意（サイン等）」「貨物名・数量」「対価の支払いを受けること（支払い条件等）」が確認できる必要があります。
3. 中小企業の区分で検査を依頼する場合には、上記1の書類に加えて、中小企業の基準を満たしていることを示す労働保険申告書の写し（全事業所分）又は/及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。）  
本事業により同じ検査機関に複数回検査を依頼する場合には、2回目以降の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出は写し（直近3ヶ月以内に発行されたものの写しに限る。）でも可とす。

貿易円滑化補助事業用 2011/12~

検査申し込み日 年 月 日

検査実施申込書兼放射能試験依頼書 2011/12~ (英文証明書)

財団法人 日本冷凍食品検査協会 殿
貿易円滑化事業費補助金に係る検査実施規程第4条の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添付して申し込みます。また輸出が中止になった場合、規定に定める書類が提出できない場合、経済産業省等による検査で補助対象外と判断された場合は当該貨物に係る検査料の全額について申込者の負担となることに同意します。

Table with 2 columns: Field Name (e.g., 受付年月日, 受付番号, 試験納期) and Date/Value (年 月 日).

Main application form with multiple sections: 申込者(輸出者), 依頼者(代理人), 依頼数, 検査対象貨物, 試料採取注1), 企業区分, 船積(予定)日, 陸揚地, 輸入者住所, 試験項目注2), 証明書発送先, 請求書発送先.

証明書に記載する輸出情報にチェック (英語、数字で記載。注3)
Section for checking and recording export information like 輸出者名, 船名, 輸入者名, 船積(予定)地, 輸出数重量.

試験の情報及び結果は、実施要領に基づく経済産業省への報告を除き、依頼者の同意なしに他者に供覧することはありません。
注1) A: 輸出情報は非証明事項となります。B: サンプルングのために在庫証明書 or 入庫明細が必要です。
注2) 放射能の試験項目は輸出相手国の要求を確認のうえご依頼下さい。
注3) インボイス又はパッキングリストの写しの添付が必須です。(2012/3/29 改訂)
注4) 登記簿謄本等を提出される場合、3ヶ月以内に発行されたものに限る。

冷検記入
中小 中小以外
判定者1
判定者2

(検査申込にあたっての注意点)

この検査実施申込書兼放射能試験依頼書には、次の1、2及び3に掲げる書類を添付するとともに、貨物を輸出した場合には速やかに4に定める書類を提出してください。

1. 検査実施申込書兼放射能試験依頼書(英文証明書)を提出される場合の初回時には、別紙様式2による同意書も提出していただきます。2回目以降は初回時の同意書の写しを提出してください。
2. 輸出契約書又はこれに準ずる書類の写し。これらの書類では最低限「輸出者」「輸入者」「輸出者、輸入者双方の合意(サイン等)」「貨物名・数量」「対価の支払いを受けること(支払い条件等)」が確認できる必要があります。
3. 中小企業の区分で検査を依頼する場合には、上記1、2の書類に加えて、中小企業の基準を満たしていることを示す労働保険申告書の写し(全事業所分)又は/及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。)  
本事業により本会に複数回検査を依頼する場合には、2回目以降の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の提出は写し(直近3ヶ月以内に発行されたものの写しに限る。)でも可とする。
4. 検査した貨物を輸出した場合は、検査依頼者は、次の各号のいずれかの書類(事後確認書類)を遅滞なく(証明書発行日から2週間以内)に本会あてに提出してください。事後確認書類では最低限「輸出者」「輸入者」「貨物名・数量」「輸出された期日」が確認できる必要があります。証明書に記載されている貨物が事後確認書類で確認できない、事後確認書類では輸出契約とは異なる者が荷受人となっている、等の場合は補助対象外になります。
  - 一 税関当局による輸出許可書の写し
  - 二 船積書類(B/L)又は航空貨物運送状(AWB)のいずれかの写し
  - 三 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類の写し
5. 検査依頼者が輸出をとりやめた場合又は4の規定による書類の提出がない場合は、当該貨物に係る検査は事業の対象となりません。また経済産業省等による検査において事業の対象とならないと判断された場合も同様です。
6. 本事業の対象になるのは我が国から輸出される貨物です。申し込み時点で外貨になっている場合は補助対象になりません。また商取引ベースの輸出が対象です。対価の支払いが発生しない取引(無償譲渡や自家使用等)は原則補助対象になりません。また2011年3月11日の震災以前から放射能検査を求められている貨物も対象になりません。
7. 本事業の検査依頼者は輸出者である必要があります。証明書や請求書は輸出者宛てになります。そのため本会への支払いも輸出者が行う必要があります。

(お願い)

1. 本事業は補助事業であり経済産業省による検査時に入金を確認される為、早期のご入金をお願いします。その為、請求後、2週間以内にお支払いいただくようご協力をお願いいたします。

2012/3/29 改訂

別紙 検査実施申込書兼放射能試験依頼書(英文証明書)

<p>検査対象 貨物 2</p>	<p>(品名：(日) (英) )          (形状： )          (輸出数重量： <input type="checkbox"/>P/G<input type="checkbox"/>C/S<input type="checkbox"/>C/T<input type="checkbox"/>B/G Kg)          (貨物：<input type="checkbox"/>内貨 <input type="checkbox"/>外貨* <input type="checkbox"/>有償 <input type="checkbox"/>無償*  <input type="checkbox"/>震災以降放射能検査が必要になった貨物<input type="checkbox"/>震災前から放射能検査が必要な貨物*)  <small>*原則、申込日時時点で内貨、商取引ベース(有償で対価の支払いが確認可能)、震災以降放射能検査が必要になった貨物が対象。</small></p>
<p>備考</p>	
<p>検査対象 貨物 3</p>	<p>(品名：(日) (英) )          (形状： )          (輸出数重量： <input type="checkbox"/>P/G<input type="checkbox"/>C/S<input type="checkbox"/>C/T<input type="checkbox"/>B/G Kg)          (貨物：<input type="checkbox"/>内貨 <input type="checkbox"/>外貨* <input type="checkbox"/>有償 <input type="checkbox"/>無償*  <input type="checkbox"/>震災以降放射能検査が必要になった貨物<input type="checkbox"/>震災前から放射能検査が必要な貨物*)  <small>*原則、申込日時時点で内貨、商取引ベース(有償で対価の支払いが確認可能)、震災以降放射能検査が必要になった貨物が対象。</small></p>
<p>備考</p>	
<p>検査対象 貨物 4</p>	<p>(品名：(日) (英) )          (形状： )          (輸出数重量： <input type="checkbox"/>P/G<input type="checkbox"/>C/S<input type="checkbox"/>C/T<input type="checkbox"/>B/G Kg)          (貨物：<input type="checkbox"/>内貨 <input type="checkbox"/>外貨* <input type="checkbox"/>有償 <input type="checkbox"/>無償*  <input type="checkbox"/>震災以降放射能検査が必要になった貨物<input type="checkbox"/>震災前から放射能検査が必要な貨物*)  <small>*原則、申込日時時点で内貨、商取引ベース(有償で対価の支払いが確認可能)、震災以降放射能検査が必要になった貨物が対象。</small></p>
<p>備考</p>	
<p>検査対象 貨物 5</p>	<p>(品名：(日) (英) )          (形状： )          (輸出数重量： <input type="checkbox"/>P/G<input type="checkbox"/>C/S<input type="checkbox"/>C/T<input type="checkbox"/>B/G Kg)          (貨物：<input type="checkbox"/>内貨 <input type="checkbox"/>外貨* <input type="checkbox"/>有償 <input type="checkbox"/>無償*  <input type="checkbox"/>震災以降放射能検査が必要になった貨物<input type="checkbox"/>震災前から放射能検査が必要な貨物*)  <small>*原則、申込日時時点で内貨、商取引ベース(有償で対価の支払いが確認可能)、震災以降放射能検査が必要になった貨物が対象。</small></p>
<p>備考</p>	

必要に応じて追加する事が可能です。

12/3/29改訂

(別紙様式2)

年 月 日

財団法人日本冷凍食品検査協会殿

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

### 同意書(2011/12~)

私は、貿易円滑化事業費補助金に係る検査実施規程第4条の規定に基づく当社からの全ての検査実施申込みにあたり、下記の内容について同意します。

(1) 検査した貨物を輸出した場合は、次の各号のいずれかの書類を遅滞なく(証明書発行日から2週間以内)財団法人日本冷凍食品検査協会あてに提出することとし、提出ができなかった場合は検査料全額について申込者の負担とする。

- 一 税関当局による輸出許可書の写し
- 二 船積書類(B/L)又は航空貨物運送状(AWB)のいずれかの写し
- 三 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類

(2) 検査後、何らかの事情により輸出が取り止めとなった場合には、当該貨物に係る検査料の全額について申込者の負担とする。(輸出中止の場合や、相手国の基準超過の場合など)また経済産業省等による検査において事業の対象とならないと判断された場合も申込者の負担とする。

(3) 財団法人日本冷凍食品検査協会が事業の適正な実施を図るため、事業に関する書類及び実施状況等について必要な範囲において経済産業省に報告すること。